

事 務 連 絡  
平成28年11月24日

(別記関係団体) 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について（平成28年度緊急薬価改定）

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

[ 別記 ]

公益社団法人 日本医師会  
公益社団法人 日本歯科医師会  
公益社団法人 日本薬剤師会  
一般社団法人 日本病院会  
公益社団法人 全日本病院協会  
公益社団法人 日本精神科病院協会  
一般社団法人 日本医療法人協会  
公益社団法人 全国自治体病院協議会  
一般社団法人 日本私立医科大学協会  
一般社団法人 日本私立歯科大学協会  
一般社団法人 日本病院薬剤師会  
公益社団法人 日本看護協会  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会  
公益財団法人 日本訪問看護財団  
一般社団法人 日本慢性期医療協会  
公益社団法人 国民健康保険中央会  
公益財団法人 日本医療保険事務協会  
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部  
国立研究開発法人 国立がん研究センター  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター  
独立行政法人 地域医療機能推進機構  
独立行政法人 労働者健康福祉機構  
健康保険組合連合会  
全国健康保険協会  
社会保険診療報酬支払基金  
各都道府県後期高齢者医療広域連合 (47カ所)

財務省主計局給与共済課  
文部科学省高等教育局医学教育課  
文部科学省初等中等教育局財務課  
文部科学省高等教育局私学部私学行政課  
総務省自治行政局公務員部福利課  
総務省自治財政局地域企業経営企画室  
警察庁長官官房給与厚生課  
防衛省人事教育局  
大臣官房地方課  
医政局医療経営支援課  
保険局保険課  
労働基準局補償課  
労働基準局労災管理課

保医発1124第5号  
平成28年11月24日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
( 公 印 省 略 )

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について（平成28年度緊急薬価改定）

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号）が、平成28年厚生労働省告示第397号をもって改正され、平成28年11月24日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 改正の概要について

- (1) 近年、一部の抗がん剤など単価が高く、市場規模の極めて大きな薬剤が登場しており、これらの中には、効能・効果の追加や用法・用量の拡大により当初の想定を超え、大幅に市場が拡大するような薬剤が見られる。このような大幅に市場が拡大する薬剤は、従来2年毎の薬価改定で、再算定を行ってきたが、薬価収載の時期によって、再算定を受けるまでの期間が2年を超える場合があり、今般、緊急的に薬価の見直しを行う必要があること。
- (2) これを踏まえ、「平成28年度緊急薬価改定の基準」（平成28年11月16日中央社会保険医療協議会了承）に基づいて薬価の引下げを行ったものであること。

2 保険請求上の取扱いについて

本改正における改定後の薬価は、平成29年2月1日から適用されるものであり、それまでは従来の薬価が適用されること。

(参考)

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号）の一部改正  
（平成29年2月1日より適用）

（単位：円）

医薬品コード	品名	規格単位	改定前薬価	改定後薬価
4291427A1024	オプジーボ点滴静注 20mg	20mg 2 mL 1 瓶	150, 200	75, 100
4291427A2020	オプジーボ点滴静注 100mg	100mg10mL 1 瓶	729, 849	364, 925